

令和2年6月2日

高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修事業補助金の事前協議について

日頃より本市高齢者政策に御理解、御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

川崎市では、厚生労働省の令和2年度第1次補正予算の内容を踏まえ、高齢者施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の補助事業実施を検討するための事前協議の受付を行います。

令和2年度中に当該事業の実施を予定し補助事業活用を希望する施設につきまして、期日までに事前協議書及び見積書等の提出をしてください。

※新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、令和元年度実施のもの（国の内示日前のもの）も補助対象

1 期限 令和2年6月9日（火）午後5時まで

※なお、令和2年6月5日（金）正午までに電話で介護基盤係まで必ず事前相談をしてください。

※国への提出期日までに期間が短いため上記期日までに御提出ください。

提出先 健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課 介護基盤係

提出方法 メールにて 40kosui@city.kawasaki.jp まで

※メールの件名を「提出 補助金事前協議（個室化改修事業）」としてください。

提出資料 (1) 事前協議書

(2) 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

(3) 見積書（2社以上）

(4) その他参考書類（施設パンフレット）

2 対象施設 入所系の介護施設・事業所

特別養護老人ホーム（地域密着含む）及び併設する老人短期入所施設・軽費老人ホーム・介護老人保健施設・養護老人ホーム・有料老人ホーム・特養併設以外の老人短期入所施設・認知症対応型共同生活介護・（看護）小規模多機能型居宅介護・緊急ショートステイ

3 事業内容

事業継続が必要な介護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる者が複数発生して多床室を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分

離するため、多床室の個室化を行うもの。

※補助の対象となる条件などの詳細は、HP資料を御確認ください。

※事前協議にあたり各種関係法令等（建築基準法関係法令、消防法関係法令、介護保険法指定基準等）を事前に御確認ください。

4 補助予定金額

補助率：定額 補助上限：改修を行う定員数あたり 97.8 万円／1 床

5 その他

当該事業は厚生労働省の交付金を活用するため、川崎市で補助金が制度化され、国からの交付決定がされる必要があります。予算の状況等により補助できない場合や、補助率等が変更となる場合があります。

<問合せ先>

川崎市 健康福祉局 高齢者事業推進課 介護基盤係

TEL 044-200-0776 ファクス 044-200-3926

メール 40kosui@city.kawasaki.jp

【事務所所在地】〒212-0013

川崎市幸区堀川町 580 番地ソリッドスクエア西館 10 階

【郵便物送付先】〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地